

令和元年度

第4回 鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和2年3月13日（金）

15時～15時30分

場所：東別館3階 災害対策本部室

議 題

- 1 本市におけるイベント等の対応について
- 2 国が示した緊急対応策への本市の検討状況等について

## 新型コロナウイルス感染症対策におけるイベント等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策におけるイベント等の取扱いにつきましては、令和2年2月26日の国からの要請に基づき3月15日までの間、原則中止・延期としておりましたが、その後3月10日に国から「10日間程度の継続」をお願いする旨の考えが示されたことを踏まえて、本市における原則中止・延期の期間を3月25日まで延長いたします。

なお、個々の取扱いにつきましては本市ホームページに「催しの中止等・施設の利用中止のお知らせ」として公表しております。

(参考)

### 新型コロナウイルス感染症対策におけるイベント等の取扱指針

- 1 国の要請にある「この1～2週間で極めて重要な時期である」ことを認識し、今後2週間のイベント等は、ごく少人数であり、十分な予防策が施せるもの（全員がマスク着用など）を除き、中止又は延期とする。  
※ 例外適用や「ごく少人数」の判断は、それぞれのケースに応じ各局で判断する。
- 2 2週間を超えて3月末までのイベント等で、業者や関係者との関係で早めの方針決定が必要と思われる大きなイベント等は個別に判断する。
- 3 「今後2週間」については、2月28日（金曜日）を起点に3月15日（日曜日）までとする。

【3月11日追加】

- 4 3月10日の国の要請に「大規模イベントなどの自粛について今後10日間程度はこれまでの取り組みを継続するよう求める」とあることを踏まえ、本指針の対象期間を3月25日（水曜日）まで延長する。

# 新型コロナウイルス感染症に関する 国が示した緊急対応策に係る本市の検討状況等

令和2年3月13日現在

対策部名	検討事項	目次
総務対策部	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備	P 1
	(4) 事態の変化に即応した緊急措置等	P 2
市民対策部	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備	P 3
	(4) 事態の変化に即応した緊急措置等	P 4～5
健康福祉対策部	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備	P 6～10
	(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応	P11～12
	(4) 事態の変化に即応した緊急措置等	P13
産業対策部	(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応	P14
	(3) 事業活動の縮小や雇用への対応	P15
観光交流対策部	(3) 事業活動の縮小や雇用への対応	P16
建設対策部	(4) 事態の変化に即応した緊急措置等	P17
消防対策部	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備	P18
医療対策部	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備	P19
交通対策部	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備	P20～21
水道対策部	(4) 事態の変化に即応した緊急措置等	P22
船舶対策部	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備	P23
教育対策部	(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応	P24

対策部名	総務対策部
検討事項	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
<p>(内容)</p> <p>○情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症に関する広報について</li></ul> <p>厚生労働省のホームページや政府広報による情報を広報紙「市民のひろば」4月号で特集して発信する。</p>	

対策部名	総務対策部
検討事項	(4) 事態の変化に即応した緊急措置等
<p>(内容)</p> <p>○行政手続、公共調達等に係る臨時措置等</p> <p>・市民税・県民税申告期限の延長について</p> <p>総務省事務連絡及び国税庁告示を踏まえ、令和2年2月17日から令和2年3月16日までとなっている市民税・県民税申告期限を令和2年4月16日まで延長する。</p> <p>【経過】</p> <p>令和2年2月27日 総務省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限の延長について」</p> <p>令和2年2月28日 鹿児島県市町村課通知</p> <p>令和2年3月 6日 国税庁告示</p> <p>令和2年3月10日 本市告示</p> <p>【対応】</p> <p>(1) 市民税・県民税申告期限の延長</p> <p>令和2年4月16日(木)まで(国税庁確定申告期限に準じる)</p> <p>(2) 3月17日以降の受付場所</p> <p>本庁市民税課及び各支所の税務課</p>	

対策部名	市民対策部
検討事項	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
<p>(内容)</p> <p>○症状がある方への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険における傷病手当の創設について</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、国が特例的に財政支援を行う特別調整交付金を活用し、労働者本人が感染した場合に、国民健康保険において傷病手当を支給し、正規・非正規を問わず、休みやすい環境を整備する</p> <p>条例改正が必要なため、関係部署と調整中</p>	

対策部名	市民対策部
検討事項	(4) 事態の変化に即応した緊急措置等
<p>(内容)</p> <p>○行政手続、公共調達等に係る臨時措置等</p> <p>・ 転出届の取扱いについて</p> <p>住民異動届等の手続きについて、当面、下記のとおり対応します。</p> <p>■ 日 時 令和2年3月13日(金)～</p> <p>■ 取扱課 本庁市民課、各支所市民課・総務市民課</p> <p>■ 内 容</p> <p>(1) 転出予定の方は来庁せず、郵便でも転出手続きができるようになる。</p> <p>①転出証明書の交付申請書(市ホームページに様式有)</p> <p>②本人確認書類の写し(マイナンバーカード、免許証、保険証等)</p> <p>③返信用封筒(切手貼付と返信先住所記入が必要)</p> <p>を本庁市民課、各支所市民課又は総務市民課へ送付する。</p> <p>※マイナンバーカードをお持ちの方は③が不要</p> <p>※対象は転出のみ。転入、転居等は来庁が必要</p> <p>(2) 転入、転居等の届出期間は住み始めた日から14日以内とされているが、当分の間、期間経過後も手続きを認める。</p> <p>(3) マイナンバーカードをお持ちの方が転出した場合、転出届後、転入先でのマイナンバーカードの継続利用の手続きが転出予定日から30日までとなっているが、当分の間、60日までとする。</p>	

対策部名	市民対策部
検討事項	(4) 事態の変化に即応した緊急措置等
<p>(内容)</p> <p>○行政手続、公共調達等に係る臨時措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁後の待ち時間を混雑しない場所で過ごすことについて</li> </ul> <p>窓口の呼出し状況をスマートフォン等で確認できるシステムを導入し、来庁後の待ち時間を混雑しない場所で過ごすことを可能としている。</p> <p>■ 日 時 令和2年3月5日(木)～</p> <p>■ 取扱課 本庁市民課、谷山支所市民課、伊敷支所総務市民課</p> <p>■ 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 窓口呼出しシステムから発券する番号札にQRコードが印刷される。</li> <li>(2) QRコードを使用し、スマートフォン等からサイトにアクセス</li> <li>(3) 「現在の待ち人数」と「現在受付を行っている番号」が確認可能</li> <li>(4) どこにいても呼出し状況の確認ができるので、待合所以外の場所でも待つことができる。</li> <li>(5) 自分の順番が近づいてきたら、待合所へ戻る。</li> </ul> <p>■ 効 果</p> <p>市民課待合所のような「人が密に集まって過ごすような空間」における滞在時間を短縮することにより、集団感染リスクの低下を図る。</p>	



対策部名	健康福祉対策部
検討事項	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備について
<p>(内容)</p> <p>○ 感染拡大防止策</p> <p>・ 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援</p> <p>■ 支援の内容 (県対応)</p> <p>① 都道府県の消毒液等購入費</p> <p>○ 介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い必要な一般用マスク、消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入に必要な費用について補助</p> <p>② 介護施設等の消毒経費</p> <p>○ 感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助</p> <p>③ 地方自治体の広報・啓発経費</p> <p>○ 高齢障害者にも必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助</p> <p>(例：視覚障害がある高齢者向けの点字パンフレット、高齢者が必ずしもインターネットを通じて情報入手するとは限らないため市町村報に折り込むチラシ)</p> <p>■ 実施要件等</p> <p>対象施設 全ての介護施設等</p> <p>補助率 国 2 / 3 県 1 / 3</p> <p>補助主体 県</p> <p>財源 地域医療介護総合確保基金</p>	

○感染拡大防止策

・介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

①児童クラブへの消毒液、ペーパータオル及び液体石鹸の配布

（委託163クラブ、民間28クラブ）

②子育て支援施設へのペーパータオル及び液体石鹸の配布

（すこやか子育て交流館、親子つどいの広場4か所、児童センター3か所、地域子育て支援センター8か所）

③母子生活支援施設への消毒液、ペーパータオル及び液体石鹸の配布

○感染拡大防止策

3月10日の国の緊急対策（第2弾）における  
「障害保健福祉関係」の国の令和元年度補正予算措置は、次のとおりです。

なお、国の補助制度等の活用に向けた、今後のスケジュールは、

- ・ 3月10日（火） 国からの通知、本市の対応検討
- ・ 3月16日（月） 国への所要見込額の提出
- ・ 3月23日（月） 国への交付申請
- ・ 3月23日（月） 国からの交付決定、事業の着手

●令和元年度障害者総合支援事業費補助金

（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）の国庫補助

(1) 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業

- ① 衛生用品等の緊急調達事業
- ② 衛生環境改善事業
- ③ 感染予防等広報・啓発事業

[上限額 10,000 千円 10/10（本市の要望額 10,000 千円）]

(2) 在宅就労導入支援事業

[上限額 5,000 千円 10/10（本市の要望額 5,000 千円）]

(3) 放課後等デイサービス支援事業

[上限額なし 10/10（本市の要望額 49,368 千円）] ※県集約

(4) 障害者福祉施設整備補助事業

[上限なし 1/2（本市要望額なし）] ※事業所への意向調査の結果

○ 需要両面からの総合的なマスク対策

・布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布

- ① 3/4付国調査 各都道府県等におけるマスク等の備蓄状況及び高齢者施設等に対する対応状況の把握について
- ② 3/5付国調査 高齢者施設等におけるマスク・消毒用アルコール等に係る充足状況の把握について（抽出調査）
- ③ 3/7付国調査 都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄に係る追加調査について
- ④ 3/9付国調査 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の職員数及び利用者数等に関する調査
- ⑤ 3/9付国調査 軽費老人ホームの職員数及び利用者数に関する調査
- ⑥ 3/9付国調査 養護老人ホームの職員数及び利用者数に関する調査
- ⑦ 3/11付県調査 介護保険施設・サービス事業所への布マスク配布のための事業者名簿の作成について

○ 需給両面からの総合的なマスク対策

・布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布

①国の布製マスク配布に向けた状況調査を認可保育所等に対し実施

- ・私立保育所 125か所
- ・公立保育所 11か所
- ・認定こども園 41か所
- ・認可外保育所 125か所
- ・児童クラブ 201か所
- ・母子生活支援施設 4か所

○ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

・ 医療提供体制の強化

3月12日現在、帰国者・接触者外来を市内7医療機関に拡充いたしました。

対策部名	健康福祉対策部
検討事項	(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への影響について
<p>(内容)</p> <p>○ 個人向け緊急小口資金等の特例</p> <p>厚生労働省より、下記のとおり特例措置を設けるとの通知があり、市社会福祉協議会が対応する予定である。</p> <p>市は、ホームページで周知を図る。</p> <p>■ 支援の内容</p> <p>① 緊急小口資金：一時的な資金が必要な方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</li> <li>・ 貸付上限は、10万円以内 (学校等の休業等の特例20万円以内)</li> <li>・ 据置期間は、1年以内</li> <li>・ 償還期限は、2年以内</li> <li>・ 貸付利子は、無利子</li> </ul> <p>② 総合支援資金（生活支援費）：生活の立て直しが必要な方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</li> <li>・ 貸付上限は、2人以上で月20万円以内、単身で月15万円以内、貸付期間は原則3月以内で、本則と変更なし</li> <li>・ 据置期間は、1年以内</li> <li>・ 償還期限は、10年以内で、本則と変更なし</li> <li>・ 貸付利子は、無利子</li> </ul>	

○放課後児童クラブの体制強化等

- ・午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費

(10/10) 支援

- ①午前中から放課後児童クラブを開所する場合の追加経費を支出

(委託163クラブ、民間38クラブ)

- ・ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費 (10/10)

支援

- ①ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を10/10支出

対策部名	健康福祉対策部
検討事項	(4) 事態の変化に即応した緊急措置等
<p>(内容)</p> <p>○行政手続、公共調達等に係る臨時措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当等の受給に必要な届出の弾力的な対応</li> </ul>	



対策部名	産業対策部
検討事項	(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応について
<p>(内容)</p> <p>○ 保護者の休暇取得支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設 (10/10、日額上限8,330円)</li> <li>・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援 (一定の要件を満たす方、日額4,100円)</li> </ul> <p>新たに創設される助成金に関して、鹿児島労働局と連携を図りながら、市内事業所等への周知を行う。</p> <p>○ 学校給食休止への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援</li> </ul> <p>生産者でつくる地域の給食部会、学校に直接農産物を納める農家及び酪農家への支援を、国の動向をみながら検討。</p>	

対策部名	産業対策部
検討事項	(3) 事業活動の縮小や雇用への対応
<p>(内容)</p> <p>○ 雇用調整助成金の特例措置の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化（一斉休業等）、1月遡及適用</li> <li>・ 特別な地域における助成率の上乗せ（中小2/3→4/5, 大企業1/2→2/3）等</li> </ul> <p style="text-align: center;">雇用調整助成金の特例措置に関して、鹿児島労働局と連携を図りながら、市内事業所等への周知を行っている。</p> <p>○ 強力な資金繰り対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用保証協会によるセーフティネット4号（100%）・5号（80%）、危機関連保証（100%）</li> </ul> <p>(1) 金融相談の状況（3月12日現在）</p> <p style="padding-left: 2em;">231件（電話 138件、来庁 93件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な相談内容</li> </ul> <p style="padding-left: 4em;">「イベントやスポーツ合宿の中止で売上が大幅に減少」（宿泊業）</p> <p style="padding-left: 4em;">「歓送迎会や入学祝などのキャンセルが増加」（飲食業）</p> <p>(2) 認定の状況（3月12日現在）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>セーフティネット4号</u> 66件</p> <p style="padding-left: 4em;">主な業種：建設業、飲食業、小売業</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>セーフティネット5号</u> 7件</p> <p style="padding-left: 4em;">主な業種：飲食業、卸売業、運輸業</p>	

対策部名	観光交流対策部
検討事項	(3) 事業活動の縮小や雇用への対応
<p>(内容)</p> <p>○観光業への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事態の終息を見据えた対応について</li> </ul> <p>魅力的な観光コンテンツ造成や事態終息後の官民一体となったキャンペーン等、国の動向を注視しながら、適切な時期に対応できるよう対策を検討する。</p>	

対策部名	建設対策部
検討事項	(4) 事態の変化に即応した緊急措置等
<p>(内容)</p> <p>○ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について</u></li> </ul> <p>□ 令和2年3月3日に、建設局においては局内及び局発注工事等の受注者に対し、感染拡大防止に向けて、<u>下記の対応とするよう周知</u>。(局外には、同日に建設局長通知を参考送付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>工事等現場における、感染予防及び作業員等健康管理への留意を要請。</u></li> <li>・ <u>受注者からの、工事一時中止及び工期等延長の申し出があった場合における、請負金額の変更及び工期延長への対応。</u>(一時中止期間：令和2年3月15日までの期間)</li> <li>・ <u>一時中止措置等に伴う繰越等の対応。</u></li> <li>・ <u>学校等の臨時休業に伴い、監理技術者等の確保ができない</u>(小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇支援)工事現場における対応(<u>監理技術者の途中交代を認める</u>)。</li> </ul> <p>□ 令和2年3月11日に発出された「国の一時中止に係る措置の延長等」に伴い、上記3月3日通知における「一時中止期間：令和2年3月15日までの期間」を、国と同様に令和2年3月19日までの期間へ変更する。</p> <p>※鹿児島県においても同様の対応とする予定とのこと。</p>	

対策部名	消防対策部
検討事項	(1) 感染防止対策と医療提供体制の整備
<p>(内容)</p> <p>○医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急隊の感染防止資器材確保</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染症に関する対応事案が大幅に増加し、感染防止資器材の不足が見込まれる場合には、「救急隊の感染防止資器材確保支援事業」を活用し、消防庁へ支援を依頼する。</p>	

対策部名	医療対策部
検討事項	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
<p>(内容)</p> <p>○医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速</p> <p>市立病院は、第2種感染症指定医療機関として、患者の受入体制を確認し、準備を整えている。</p> <p>患者受け入れの際は、保健所や各関係機関との連携のもと、院内感染対策にも十分に配慮しながら、適切に対応してまいりたい。</p>	

対策部名	交通対策部
検討事項	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備について
<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染拡大防止策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電車・バス車内の手すりやつり革等の清掃 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電車：定期清掃（2週間に1回）を1日1回、除菌効果のある洗剤により実施（3/9～）※利用客が多いことから、清掃回数を増やすことを検討</li> <li>・ バス：1日1回の清掃時の洗剤を除菌効果のある洗剤に変更（3/5～）</li> </ul> </li> <li>○ 電車・バス車内の換気 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 走行中の窓開放・換気扇使用（バス）、各停留場・バス停等でのドア開放による車内換気（バス 3/2～、電車 3/4～）</li> </ul> </li> <li>○ 局舎等の感染拡大対応策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来客者等が直接触れる機会の多い事務室入口扉握り棒やトイレ内手すり等に抗菌・抗ウイルス効果のある接触感染対策テープを貼付（3/10～）</li> <li>・ 資料展示室内の見学者が直接触れる展示物等及びエレベーターの押しボタン等を除菌効果のある洗剤により毎日拭き取り清掃（3/4～）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

○マスク着用の徹底（手洗い・うがいの励行）

- ・電車・バスの全運転士
- ・運行管理部門職員
- ・乗車券発売窓口職員

○手指消毒液の設置

- ・職員用に各課事務室等に設置
- ・お客様向けに乗車券発売窓口や資料展示室入口に設置
- ・周遊・定期観光・貸切バスの車内に設置

○一般向け感染症対策の周知

- ・全停留場及び電車車両、路線バス車両、局舎等に咳エチケットなどのチラシの掲出
- ・外国人観光客向けポスター（JNTO（日本政府観光局）作成）を主要停留場、周遊・定期観光バス車内、鹿児島中央駅のシティビュー・定期観光バスのりばへ掲示



対策部名	水道対策部
検討事項	(4) 事態の変化に即応した緊急措置等について
<p>(内容)</p> <p>○行政手続、公共調達等に係る臨時措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事等の柔軟対応（工期の延長等）や繰越の弾力的対応</li> </ul> <p>① 令和2年3月3日に、水道局内及び局発注工事等の受注者に対し、感染拡大防止に向けて、下記の対応とするよう周知。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事等現場における感染予防及び作業員等健康管理への留意を要請。</li> <li>・ 受注者からの、工事一時中止及び工期等延長の申し出があった場合における、<u>請負金額の変更及び工期延長への対応</u>。</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">（一時中止期間：<u>令和2年3月15日までの期間</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時中止措置等に伴う<u>繰越等の対応</u>。</li> <li>・ 学校等の臨時休業に伴い、監理技術者等の確保ができない（小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇支援）工事現場における対応（<u>監理技術者の途中交代を認める</u>）。</li> </ul> <p>② 3月11日に発出された「国の一時中止に係る措置の延長等」に伴い、上記3月3日通知における「一時中止期間：<u>令和2年3月15日までの期間</u>」を、国と同様に<u>令和2年3月19日までの期間へ変更</u>する。</p> <p style="padding-left: 40px;">※鹿児島県においても同様の対応予定とのこと。</p>	

対策部名	船舶対策部
検討事項	(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
<p>(内容)</p> <p>○感染拡大防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 桜島フェリーにおける感染拡大防止策</li> </ul> <p>① 従業員の感染症対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員に対しマスク着用の徹底について指示</li> <li>・ 体調の優れない船員に対し、発航時点検前に検温を行う【予定】</li> </ul> <p>② 一般向け感染症対策の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策に係る啓発ポスター」を船内に掲示</li> <li>・ 外国人観光客向けポスター（JNTO（日本政府観光局）作成）を船内に掲示</li> </ul> <p>③ ターミナルにおける消毒液の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船内、両港窓口に設置</li> </ul> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶及び桜島港フェリーターミナル内の手すり、エレベーターのボタン等について定期的な消毒液でのふき取りを実施</li> </ul>	

対策部名	教育対策部
検討事項	(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応
<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校給食休止への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援</li> <li>・ 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援</li> </ul> </li> <li>1 学校給食費返還等事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費</li> <li>(2) 事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等</li> <li>(3) その他返金等に要する経費（振込手数料等）</li> </ul> <p>※ (1)及び(2)は該当なし。(3)は要調査（3月12日現在）</p> </li> <li>2 衛生管理改善事業（対象は、学校給食調理業者） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員研修に必要な経費</li> <li>(2) 備品等の購入に必要な経費</li> </ul> </li> </ul> <p>【今後の対応】</p> <p>本事業の実施主体である全国学校給食会連合会から、今後、発出される通知を踏まえ、対応を検討する。</p>	